相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区今熊野宝蔵町四九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　木村　史夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十七日

京都市中京区河原町二条南西角一之船入町三六六番地　河原町二条ビル四階　相続財産管理人　弁護士　小松　琢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市山上町一二九四番地、最後の住所兵庫県宝塚市売布一丁目九番五号　被相続人　亡　端　玲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十七日

京都市中京区丸太町通寺町西入ル　江寿画廊ビル三階　田畑総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　奥村　寛昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県豊岡市京町二番地、最後の住所兵庫県豊岡市香住一〇四二番地の一一　被相続人　亡　西村　俊文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十七日

兵庫県豊岡市弥栄町一番一〇号生駒和雄法律事務所　相続財産管理人　弁護士　生駒　和雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市佐伯区坪井二丁目二三六九番地一、最後の住所広島市佐伯区河内南二丁目三八番一号　被相続人　亡　宮内　和文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十七日

広島市南区宇品東一丁目一番五八―六〇八号　相続財産管理人　柴崎　明徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県三豊郡高瀬町大字上麻三三二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　三好ユキヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十七日

事務所香川県善通寺市上吉田町三丁目四番五号　仙頭・前原司法書士合同事務所　相続財産管理人　仙頭　博行

限定承認公告

本籍佐賀県唐津市呼子町小川島二一一五番地、最後の住所佐賀県佐賀市堀川町二番地三三　被相続人　亡　川添父貢子

右被相続人は平成二十四年十一月十一日死亡し、その相続人は平成二十五年二月一日佐賀家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十七日

佐賀県佐賀市本庄町本庄五三四番地二　限定承認者　川添　由仁

無縁墳墓等改葬公告

墓域内墳墓使用状況適正化のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十五年二月二十七日

一　墳墓等所在地　東京都品川区東五反田一丁目二番二九号寶塔寺墓域内

一　墳墓等の名称　六―十九番

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　目黒泰子

一　改葬を行おうとする者　東京都品川区東五反田一丁目二番二九号　宗教法人寶塔寺　代表役員　林　觀照

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　破産者株式会社ブリスク破産管財人弁護士番敦子　株式会社ブリスク　東京都千代田区岩本町三丁目四番六号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出してください。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十五年二月二十七日

東京都千代田区平河町一丁目七番一六号ビュロー平河町六〇一　破産者株式会社ブリスク　破産管財人弁護士　番　敦子

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年2月27日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①大東建託株式会社　②国土交通大臣(8)3293　③代表取締役　三鍋伊佐雄　④東京都港区港南二丁目16番1号　廃止した従たる事務所　広島県呉市宝町1―16呉駅ビル・クレスト2階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番1号　大東建託株式会社　代表取締役　三鍋伊佐雄

①株式会社ミマコーポレーション　②東京都知事(1)90578　③代表取締役　美馬辰也　④東京都豊島区東池袋四丁目21番1号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都豊島区東池袋四丁目21番1号　株式会社ミマコーポレーション　代表取締役　美馬辰也

①有限会社不動産流動化研究所　②東京都知事(2)82848　③代表取締役　矢野政数　④東京都新宿区高田馬場一丁目33番2号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区高田馬場一丁目33番2号　有限会社不動産流動化研究所　代表取締役　矢野政数

①株式会社スギタ　②大阪府知事(1)55459　③代表取締役　杉田寿雄　④大阪府枚方市養父東町18番7号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府枚方市養父東町18番7号　株式会社スギタ　代表取締役　杉田寿雄

①株式会社横山工務店　②大阪府知事(3)47179　③代表取締役　横山透　④大阪府岸和田市尾生町2299番地　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府岸和田市尾生町2299番地　株式会社横山工務店　代表取締役　横山透